

令和2年4月22日

3歳児・4歳児・5歳児の保護者の皆さまへ

名手保育園
園長 忠岡美弥

保育園の登園自粛に伴う主食費及び副食費の徴収について

平素は園の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、この度、紀の川市の登園自粛要請に伴い、保護者の皆さまにはご協力をいただいているところではありますが、当園において主食費・副食費の徴収の取扱いについて詳細が決まりましたので、ご案内させていただきます。

本来であれば3歳児以上における主食費・副食費に関しては一日でも登園された場合、原則として全額徴収させていただくこととしていましたが、今回につきましては、今までにない非常事態でもあることから、例外として日割り計算とさせていただきます。

副食費月4500円÷保育日数（4月は21日、5月は18日）で計算し、それぞれ4月分214円・5月分250円・主食費月1200円÷保育日数で計算し、それぞれ4月分57円・5月分66円のうち、名手保育園としましては副食費一律200円、主食費一律50円として、自粛期間に給食を食された日数分を徴収させていただきたいと思っております。（4月は自由保育期間中に登園した日数も含まさせていただきます。）

また土曜保育を利用された方につきましても主食費として1食50円を徴収させていただきます。

保育の無償化に伴い、副食費が免除されている方については、主食費のみの徴収とさせていただきます。

徴収時期につきましては、給食を食された日数分を計算したのち、4月分主食費・副食費は5月中旬に、4月5月分の保護者会費・絵本代と合わせて、5月分主食費・副食費は6月中旬に6月分の保護者会費・絵本代と合わせて徴収させていただきます。

なお、登園自粛解除後の主食費・副食費および保護者会費・絵本代の徴収時期は、通常通り毎月5日前後とさせていただきます。

引き続き、感染予防対策に十分気を付けていきたいと思っておりますので、ご理解ご協力よろしくお願い致します。